



ハワイ特使事務所

常設仲裁裁判所におけるラーセン対ハワイ王国事件
なぜ 1893 年 1 月 16 日から合衆国との違法な戦争状態
が継続しているか？

デヴィッド・ケアヌ・サイ博士
特使

2017 年 10 月 16 日

ハワイ特使事務所
P.O. Box 2194
Honolulu, HI 96805
interior@hawaiiankingdom.org
www.HawaiianKingdom.org

概要

南シナ海仲裁において裁判所が管轄権裁定を下すさいに、常設仲裁裁判所により判断されたラーセン対ハワイ王国 (*Larsen v. Hawaiian Kingdom*) 事件に言及した。それにより、とくに裁判所が、ハワイ王国を国家として、そしてラーセンを私的実体として承認したのちには、国際的な注目を集めるはずであった。ラーセン事件は、ハワイ国民と彼の政府の間の紛争である。彼の主張によれば、当該政府は、ハワイ領域へのアメリカ法の違法な押しつけを許したことで、不公正な裁判、不法な拘禁および略奪といった戦争犯罪をもたらしたことに過失があったとされる。ラーセンは、アメリカ合衆国が彼の権利を侵害したことを裁定するよう裁判所に求め、そのあとに、ハワイ政府がそれらの侵害について責任を有していたことを裁定するよう求めた。合衆国は公式に招聘されたが、仲裁への不参加を選択し、主張をくぐり抜けるためにラーセンに対して第三者法益原則を援用した。今日に至るまでほとんど全く知られていないことは、ハワイがハワイ王国と呼ばれる独立した主権国家としての国際的地位を有しており、1893年1月16日からアメリカ合衆国と違法な戦争状態にあったという事実である。本稿の目的は、国際法に照らして、一世紀以上にもわたって継続してきた現在の違法な戦争状態、および今日の国際社会に対する深刻な影響を明らかにすることである。

内容

導入—常設仲裁裁判所における米国ハワイ占領事件の登場—	1
国際法主体としてのハワイ王国	4
平和状態から不当な戦争状態へ	5
長期にわたる占領の開始	15
第三国の中立義務	19
ハワイ州—政府ではなく私的軍隊—	21
ハワイ王国における戦争犯罪の実行	23
結論	26

導入—常設仲裁裁判所における米国ハワイ占領事件の登場—

ハワイで行われた不公正な裁判、不法な拘禁および略奪¹といった戦争犯罪に関する最初の申立は、常設仲裁裁判所 (the Permanent Court of Arbitration: PCA) におけるランス・ラーセン対ハワイ王国仲裁紛争の主題となった²。口頭弁論は 2000 年 12 月 7、8 および 11 日に常設仲裁裁判所で実施された。政府間機関である常設仲裁裁判所は、アドホック仲裁裁判所を設置するまえに、制度上の管轄権を有していなければならない。常設仲裁裁判所の管轄権は、当事者間の紛争に対するアドホック仲裁裁判所の事物管轄権とは区別される。常設仲裁裁判所の制度上の管轄権のもとで受諾されうる紛争は、二つまたはそれ以上の国家、国家と国際 (政府間) 機関、二つまたはそれ以上の国際機関、国家と私人、および国際機関と私人の間での紛争を含む³。常設仲裁裁判所は、本件を国家と私人の間の紛争として受諾し、1907 年ハーグ条約第 1 条約 [国際紛争平和的処理条約] 47 条のもとでの非締約国としてハワイ王国を承認した⁴。常設仲裁裁判所のウェブサイトで述べられたように、

ハワイに居住するランス・ポール・ラーセンは、ハワイ王国政府が下記の点につき継続的に違反しているとして、摂政参事会によるハワイ王国に対して申立を提起した。(a) 米国との 1849 年友好通商航海条約および 1969 年ウィーン条約法条約に規定される国際法原則の違反、ならびに (b) ハワイ王国の領域管轄権内

¹ Memorial of Lance Paul Larsen (May 22, 2000), *Larsen v. Hawaiian Kingdom*, Permanent Court of Arbitration, at para. 62-64. 「ラーセン氏が彼の国籍に関する主張および彼の国の長引く占領への抗議のために努力したにも関わらず、1999 年 10 月 4 日に、ラーセン氏は、ハワイ州法に従うことを拒否したことから、ハワイ州によって不法に拘禁された。この時点で、ラーセン氏は、アメリカ合衆国、すなわち、ハワイ諸島の長引く占領の占領当局に対して、ハワイ臣民としての彼の権利のために立ち上がったことを理由として拘禁された政治犯である。……拘禁されている間、ラーセン氏は、ハワイ臣民としての彼の国籍を主張し続け、ハワイ州ヒロ部第三巡回裁判所に人身保護令状を提起し、彼の人格に対するアメリカ法の違法な適用に対して抗議し続けた。拘禁から解かれたのち、ラーセン氏は、ハワイ臣民としての彼の権利を主張することで再び拘禁されることを避けるため、ハワイ州に罰金を支払うことを余儀なくされた」。available at http://www.alohaquest.com/arbitration/memorial_larsen.htm.

1949 年ジュネーヴ第四条約 (文民条約) 33 条は、「保護者は、自己が行わない違反行為のために罰せられることはない」と規定する。1949 年ジュネーヴ第四条約 147 条は、次のように規定する。「……重大な違反行為とは、この条約が保護する人又は物に対して行われる次の行為、すなわち、……被保護者を不法に……拘禁すること、……この条約に定める公正な正式の裁判を受ける権利を奪うこと、……をいう」。see also International Criminal Court, *Elements of War Crimes* (2011), at 16 (Article 8 (2) (a) (vi)—War crime of denying a fair trial), 17 (Article 8 (2) (a) (vii)-2—War Crime of unlawful confinement), and 26 (Article 8 (2) (b) (xvi)—War Crime of pillaging).

² Permanent Court of Arbitration Case Repository, *Larsen v. Hawaiian Kingdom*, PCA Case no. 1999-01, available at <https://pca-cpa.org/en/cases/35/>.

³ United Nations, *United Nations Conference on Trade and Development: Dispute Settlement* (United Nations New York and Geneva, 2003), at 15.

⁴ PCA Annual Report, Annex 2 (2011), at 51, n. 2.

にある請求者個人に対して米国国内法を違法に賦課させることによる国際礼讓原則の違反⁵。

ハワイ王国政府は、1893年1月17日に樹立し、1995年に失われることなく、そのまま復元された⁶。4人の大臣—内務・外務・財務・法務の長官—から構成される活動中の摂政参事会は、ハワイ憲法にしたがい、行政を執る国王が不在の場合に、必要性の法理によって設置された。この過程を経ることで、暫定政府（以後、ハワイ政府）は、事実上の（*de facto*）職員から構成され、確立することとなった⁷。米国憲法学者であるトーマス・クーリーによれば、

暫定政府は、当面の間に事実上の政府と想定される。ある政府は、緊急事態の場合に秩序を維持するために、そして常設の政府が創設される時機が到来するまで自身が貢献する人々が外国との関係を継続させるために、設置される。一般的に、当該政府は、ある重大な緊急事態から生じた一時的な性質を超えた権限を有するとは想定されておらず、その権限は当該緊急事態に限定される⁸。

他国による占領によって亡命中に設置された他の政府と同様に、ハワイ政府もハワイ市民から委任を受けておらず、むしろハワイ憲法を通じて委任され、その結果としてハワイ国を代表しているのである⁹。2001年にベダーマンおよびヒルバートが雑誌 *American Journal of International Law* にて報告したように、

常設仲裁裁判所の手続において中心にあったのは、……ハワイ王国が継続して存在し、申立人を含むハワイ住民の保護について国際法上の法的責務をハワイ摂政参事会が有していたかという問題である。言い換えれば、米国が自らの政治的領域であるハワイ州を通じて「〔自らの〕国内法を〔ラーセンに対して〕違法に強制したこと」から、彼を保護する義務をハワイ王国が法的に負っていた〔かとい

⁵ *Larsen v. Hawaiian Kingdom*, Cases, Permanent Court of Arbitration, available at <https://pca-cpa.org/en/cases/35/> (last visited 16 October 2017).

⁶ David Keanu Sai, *Brief—The Continuity of the Hawaiian State and the Legitimacy of the acting Government of the Hawaiian Kingdom*, 25-51 (August 4, 2013), available at http://hawaiiankingdom.org/pdf/Continuity_Brief.pdf (last visited 16 October 2017).

⁷ *Id.*, at 40-48. 2014年3月4日、ベルン所在のスイス連邦外務省国際法局は、現政府の特命使節の信任状を受諾した。この使節の任務は、1949年第四条約にしたがい、スイス連邦に利益保護国となることを求める交渉を開始することであった。

⁸ Thomas M. Cooley, “Grave Obstacles to Hawaiian Annexation,” *The Forum* (1893), 389, at 390.

⁹ ハワイ政府の政策は以下の三つ、すなわち、第一に、長期にわたる占領の公表、合衆国が国際人道法を遵守すること、第三に、占領が終わったさいに法上の政府へと実効的に移管することである。The Strategic Plan of the Hawaiian government is available at http://hawaiiankingdom.org/pdf/HK_Strategic_Plan.pdf (last visited 16 October 2017).

う問題である〕。ラーセンの主張によれば、ハワイ摂政参事会が、その責務の結果として、米国による申立人に対する国際法違反の責任を有するとされる¹⁰。

常設仲裁裁判所は、第三者法益を理由に、自身が本件の主題に対する事物管轄権を有していなかったと結論付けた。裁判所は以下のように説明する。

当裁判所は、アメリカ合衆国の行為の合法性について裁定することなしに、被告〔ハワイ王国〕が申立人〔ラーセン〕に対する義務を履行しなかったかを決定しえない。当裁判所は、まさに貨幣用金事件で示された原則によって決定を下すことを妨げられているのである。国際司法裁判所 (the International Court of Justice) が東ティモール事件で説明したように、「当裁判所は、自らの判決が本件当事国でない他国の行為の合法性の評価を含意するときには、ある国家の行為の合法性について判断を下すことはできない¹¹。

しかしながら、常設仲裁裁判所は、本件仲裁の当事者が事実調査 (fact-finding) を追求しうることを認めた。同裁判所が述べたところによれば、「手続のある段階で、事件当事者が提起したいと望んでいるいくつかの論点が事実調査の過程を通じて扱われていなかったかもしれないという問題が浮上した。国家間またはそれ以外の国際的な仲裁および調停 (conciliation) の仲介者としての役割に加えて、常設仲裁裁判所は事実調査のための多様な手続を有している¹²」。同裁判所は、「常設仲裁裁判所の援助のもとでこれまで設置された国家間の事実調査委員会は、純然たる事実問題に自らを限定せず、明示的または明らかな含意を示すかたちで、それらの事実についての責任問題についても進んで扱ってきた」と留意した¹³。「1899年および1907年ハーグ条約第III章が国際審査委員会 (International Commissions of Inquiry) について規定する。常設仲裁裁判所は事実調査委員会選択規則 (Optional Rules for Fact-finding Commissions of Inquiry) も採択している」という点も指摘された¹⁴。

今日まで、最初の1905年ドッガー・バンク事件 (イギリス—ロシア)、および最後の1962年レッド・クルセイダー号事件 (イギリス—デンマーク) に至るまで、常設仲裁裁判所の援助のもとで設置された国際調査委員会は5つに限られる。これらの委員会は、「事実的論点に加えて法的論点についても判断するうえで、その構成および手続が〔1907年ハーグ第1条約のもとで〕元来考えられた調査委員会よりもむしろ司法機関 (

¹⁰ David Bederman & Kurt Hilbert, “Arbitration—UNCITRAL Rules—justiciability and indispensable third parties—legal status of Hawaii,” 95 *American Journal of International Law* (2001) 927, at 928.

¹¹ Larsen v. Hawaiian Kingdom, 119 *International Law Reports* (2001) 566, at 596 (hereafter “Larsen case”).

¹² *Id.*, at 597.

¹³ *Id.*

¹⁴ *Id.*, at n. 28.

courts) に類似している裁判所によって、『名誉 (honor)』および『本質的利益 (essential interests)』が疑いの余地なく関わる事件において」用いられてきた¹⁵。

2017年1月19日に、ハワイ政府およびランス・ラーセンは、国際調査委員会を設置するための特別合意を締結した。常設仲裁裁判所が提案したように、両当事者は1907年ハーグ条約第1条約第III章「国際審査委員会」(9-36条)に規定される規則に同意した。同委員会が設置されたのち、当事者は事務総長およびその所在地を選定することになる¹⁶。特別合意III条によれば、

当委員会は以下の点について決定することを求められている。第1に、国際人道法の基本的な規範および枠組にしたがい、何がハワイ王国政府の機能および役割である；第2に、国際人道法の基本的な規範および枠組にしたがい、ランス・ポール・ラーセン、さらにはハワイ領域および外国に居住するすべてのハワイ臣民に対して、ハワイ王国政府がどのような責務および義務を負うか¹⁷。第3に、ハワイ領域に住む保護される人々および国際人道法の基本的規範および枠組にしたがって保護される人々に対して、ハワイ王国政府が負う責務および義務は何であるか¹⁷。

国際人道法は、被占領国の市民といった武力紛争に参加していない個人に対して、戦争の効果を制限するための規則群である。したがって、ラーセン事件や事実調査手続は、実際の戦争状態に由来しなければならない。それは、理論上の戦争ではなく、事実上の戦争である。より重要な点として、ラーセンとハワイ王国の仲裁紛争を理解するためには、時際法 (intertemporal law) 原則の適用が決定的となる。本紛争は、1893年に始まった米国との違法な戦争状態から生じた。フーバー判事が周知のとおり述べたように、

「法的事実は、この点についての紛争が生じたとき、または解決され始めたときに効力を有する法ではなく、それと同時代の法の観点から評価されなければならない」¹⁸。

国際法主体としてのハワイ王国

ラーセン対ハワイ王国仲裁決定の傍論 (*dictum*) を引用すると、「19世紀に、ハワイ王国は、外交または領事の代表の交換や条約の締結を含む手段を通じて、アメリカ合衆国

¹⁵ J.G. Merrills, *International Dispute Settlement* (4th ed., 2005), at 59.

¹⁶ Amendment to Special Agreement (March 26, 2017), available at http://hawaiiankingdom.org/pdf/Amend_Agmt_3_26_17.pdf (last visited April 12, 2017).

¹⁷ Special Agreement (January 19, 2017), available at [http://hawaiiankingdom.org/pdf/ICI_Agmt_1_19_17\(amended\).pdf](http://hawaiiankingdom.org/pdf/ICI_Agmt_1_19_17(amended).pdf) (last visited 16 October 2017).

¹⁸ *Island of Palmas* arbitration case (Netherlands and the United States of America), R.I.A.A., vol. II, 829 (1949).

や連合王国〔イギリス〕その他の様々な国々によって承認された独立国家として存在していた¹⁹。独立国家として、ハワイ王国は、外交関係および通商合意を確立する広範な条約関係を様々な国家と締結してきた²⁰。

1894年時点のウェストレークの言明によれば、国際社会 (Family of Nations) は、第一に、すべての欧州諸国……、第二に、すべての米州諸国……、第三に、ハワイ諸島、リベリア、オレンジ自由国といった世界の他の部分におけるいくつかのキリスト教国家から構成される²¹。

戦争が生じた場合の政治的独立を維持するために、ハワイ王国は自身の中立性が事前に承認されるよう確保することを求めていた。ハワイの中立を承認する条項は、スウェーデン＝ノルウェー、スペイン、ドイツとの条約に含まれていた。ヴァッテルが述べるように、「自身の平和を確保しようとする国家にとって、中立条約を締結すること以上にその目的を成功裏に達成する手段はない」²²。

19世紀に効力を有していた慣習国際法のもとでは、中立国の領域に対する侵害は認められなかった。この原則は1907年ハーグ第5条約1条に法典化されており、「中立国ノ領土ハ不可侵トス」と規定されていた。ポリティスによれば、「慣習および緊密に組み上げられた契約的合意のネットワークによって形成された中立法は、大部分が本〔20〕世紀初頭までに法典化された」とされる²³。そのようなものとして、ハワイ王国の領域は不法に侵害され侮辱を与えられうるものではなく、その中立性は「独立と平和的共存の保証を構成していた」²⁴。

¹⁹ Larsen case, *supra* note 11, at 581.

²⁰ ハワイ王国は、以下の国々と条約を締結した。Austria-Hungary (now separate states), June 18, 1875; Belgium, October 4, 1862; Bremen (succeeded by Germany), March 27, 1854; Denmark, October 19, 1846; France, September 8, 1858; French Tahiti, November 24, 1853; Germany, March 25, 1879; New South Wales (now Australia), March 10, 1874; Hamburg (succeeded by Germany), January 8, 1848; Italy, July 22, 1863; Japan, August 19, 1871, January 28, 1886; Netherlands & Luxembourg, October 16, 1862 (William III was also Grand Duke of Luxembourg); Portugal, May 5, 1882; Russia, June 19, 1869; Samoa, March 20, 1887; Spain, October 9, 1863; Sweden-Norway (now separate states), April 5, 1855; and Switzerland, July 20, 1864; the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland) March 26, 1846; and the United States of America, December 20, 1849, January 13, 1875, September 11, 1883, December 6, 1884.

²¹ John Westlake, *Chapters on the Principles of International Law* (1894), at 81. 1893年には、国際社会 (Family of Nations) に他に44の独立した主権国家が存在していた。Argentina, Austria-Hungary, Belgium, Bolivia, Brazil, Bulgaria, Chili, Colombia, Costa Rica, Denmark, Ecuador, France, Germany, Great Britain, Greece, Guatemala, Hawaiian Kingdom, Haiti, Honduras, Italy, Liberia, Liechtenstein, Luxembourg, Netherlands, Mexico, Monaco, Montenegro, Nicaragua, Orange Free State that was later annexed by Great Britain in 1900, Paraguay, Peru, Portugal, Romania, Russia, San Domingo, San Salvador, Serbia, Spain, Sweden-Norway, Switzerland, Turkey, United States of America, Uruguay, and Venezuela. 1945年には、45ヶ国、現在では193ヶ国が存在する。

²² Emerich De Vattel, *The Law of Nations* (6th ed., 1844), at 333.

²³ Nicolas Politis, *Neutrality and Peace* (1935), at 27.

²⁴ *Id.*, at 31.

平和状態から不当な戦争状態へ

「伝統的国際法は平和状態と戦争状態の厳格な区別に基づいていた」²⁵。グリーンウッド判事は言う。「国々は平和状態または戦争状態のどちらかにあったのであり、その中間の状態はなかった」²⁶。

この区別は、著名な国際法学者ラッサ・オッペンハイムが彼の国際法論集を二つの巻、すなわち、第1巻：平和および第二巻：戦争と中立に区分したという事実にも反映されている。19世紀には、戦争は合法であると認められていたが、戦争に対する法 (*jus ad bellum*) のもとで正当化されなければならなかった。戦争は国家の被害 (*injury*) を補填するためにのみ遂行されることが可能であった。ヴァッテルが述べたように、「[主権国家] の権利に対するいかなる攻撃も被害であり、戦争の正当理由である」²⁷。

ハワイ王国はすべての国家との平和状態を享受していた。しかしながら、この状態はアメリカ合衆国により乱暴にも遮断され、平和状態は合衆国が王国に侵入した1893年に始まった戦争状態へと転換したのである。後日、リリウオカラニ女王は、立憲政府の行政君主として、ハワイ政府に対する軍事行動への応答として、以下の抗議を発するとともに、彼女の権力を条件付きで放棄した。女王は次のように述べた。

我、リリウオカラニ女王は、この王国に暫定政府を打ち立てようと主張する者により、我自身およびハワイ王国立憲政府に向けて行われるいかなるすべての行為に対して、神の加護とハワイ王国の憲法のもとで、ここに厳粛に抗議する。全権公使ジョン・L・スティーヴンス閣下を擁するアメリカ合衆国の優れた力に我が屈服したことで、ホノルルに合衆国の軍隊が駐在し、先に述べた暫定政府を彼が支援することになった。今、いかなる軍隊の衝突、そして起こりうる生命の喪失を避けるために、我はこの抗議をもって、そして合衆国の軍隊に迫られるかたちで、自身の権力を放棄する。これは、提示された事実に基づき、合衆国政府がその代表の行為を取消し、ハワイ諸島の立憲的主権として我自身が主張する権力に我を復帰させるまでの間である²⁸。

国際法上、ハワイ政府の同意を得ていない合衆国の上陸は、戦争行為であった。しかし、戦争行為が事態を戦争状態へと転化させるためには、当該行為が国際法のもとで正当化されるかまたは合法でなければならない。たとえば、ハワイ王国における合衆国市民

²⁵ Christopher Greenwood, “Scope of Application of Humanitarian Law,” in Dieter Fleck (ed.), *The Handbook of the International Law of Military Operations* (2nd ed., 2008), at 45.

²⁶ *Id.*

²⁷ Vattel, *supra* note 22, at 301.

²⁸ Larsen case, Annexure 2, *supra* note 10, at 612.

の生命および財産の保護を確保するために軍隊の上陸が必要であった場合などである。ライトによれば、「戦争行為は領域の侵犯であり、……よって通常は違法である。そのような行為を受けてもし戦争が行われないのであれば、当該行為を正当化する特別の条約または緊急事態の証明によってしか法的に回避しえない主張に根拠を与えることになる²⁹」。真の問題は、合衆国の軍隊がアメリカ人の生命を守るため、またはハワイ王国に宣戦布告するために上陸したのかという点である。

ブラウンリーによれば、「戦争を遂行する権利は、主権の一側面として、1914年以前の時代には存在していた。戦争が法的権利の執行における最終手段であるとの理論にしたがい、自己保存権や自衛権、緊急避難や、重大利益または単に権利もしくは国民の名誉や尊厳への疑われた損害の保護などのいくつかの陳腐な弁解なくして、政治家や権力作用によって主張されることはほとんどなかった」³⁰。合衆国は、中立かつ独立した国家のハワイ政府を侵害および転覆したことを確認したことについて、ハワイ王国と争いはなかった。

1993年に、アメリカ合衆国議会は、この政権転覆に対する謝罪を行う共同決議を採択した³¹。この決議において重要な点は、前文の特定の条項が次のように述べている点である。「1893年12月18日の議会宛の伝達では、グローバー・クリーヴランド大統領が、陰謀者（conspirators）の違法行為について完全かつ適切に伝え聞いたところにより、そのような行為を『議会の権限なしに合衆国の外交代表の参加を伴って遂行された戦争行為』として記述し、そのような行為によって平和的かつ友好的な人民の政府が転覆させられたことを認めた」³²。しかしながら、一読すると、この「陰謀者」が当該「戦争行為」を遂行した主体であるように見えるが、これは誤解を生む表現である。第一に、国際法上、その軍隊および／または外交官を通じて、国家のみが「戦争行為」を遂行しうる。第二に、国家内の陰謀者は重大な反逆罪のみを侵しえたのであり、「戦争行為」はなしえなかった。これら二つの概念は、奇襲（*coup de main*）および政変（*coup d'état*）という語に反映されている。前者は、外国の軍隊による成功裏の侵略であり、後者は国内における成功裏の反乱であり、19世紀には革命と呼ばれたものである。

ハワイの政治家や法律家が指導したハワイ愛国同盟からクリーヴランド大統領に宛てられた請願では、奇襲と革命の相違点が明確に述べられていた。この請願は次のように記す。

²⁹ Quincy Wright, “Changes in the Concept of War,” 18 *American Journal of International Law* (1924) 755, at 756.

³⁰ Ian Brownlie, *International Law and the Use of Force by States* (1963), at 41.

³¹ Larsen case, Annexure 2, *supra* note 11, at 611-15.

³² *Id.*, at 612.

昨年[1993 年]の 1 月に、ハワイ王国の正統な主権者だけでなく、ハワイ国民全体にたいしても、政治的犯罪が行われた。ハワイ国は、過去 60 年もの間に、自由かつ幸福な立憲的自己統治を享受してきた。この犯罪は、陰謀者の派閥と共謀して、合衆国のスティーヴンス大臣によって行われた。その大部分は、伝道者の子孫で信仰を失ったものや、一連の政治的な敗北に腹を立てた現地の政治家など、ハワイで絶望した少数派となったことに対する復讐として、外国の援助を通じて「支配するか破滅するか」を決意したのである。この「革命」という事実は、不適切にもそう呼ばれているように、今や歴史の事件である³³。

偶然か意図されたかはともかく、1993 年の議会の謝罪決議は、1893 年にクリーヴランド大統領が議会に伝えた内容を適切に反映させなかったのである。「ホノルルの土地での軍隊の更新はそれ自体が戦争行為であった」とクリーヴランドが述べたとき、彼はアメリカ合衆国の軍隊を指していたのであり、いかなる陰謀者をも意味していたのではない³⁴。クリーヴランドは次の点を留意した。「1893 年 1 月 16 日、午後 4 時から 5 時の間に、合衆国蒸気船ボストンから、2 つの大砲を伴って、海軍の分隊がホノルルに上陸した。合計で 160 人を超える男たちが、銃弾で満たされた二重のカートリッジベルトと雑嚢・水筒を装備し、担架と医療用品を備えた衛生兵を伴っていた³⁵」。この戦争行為は奇襲の初期段階であったのである。

この計画の一部として、合衆国のジョン・スティーヴンス公使は、1 月 17 日に時期尚早にも、暴徒の小集団をあたかも彼らが成功した革命者であるかのように承認し、それにより事実上の地位というヴェールを彼らにかけたのである。合衆国使節のレターヘッドが印刷された用紙に、その集団の代表であるサンフォード・ドールへ向けて書かれた私的な手記では、スティーヴンスが次のように記している。「ドール裁判官へ。事実上の臨時政府が警察署を掌握するまでは、私とその政府を承認するということを公にしないように忠告します」³⁶。

干渉により作り上げられた政府は、干渉した国家の傀儡政権であり、それ自体として合法的な権力を有しない。マレクによれば、「傀儡政権は、支配者の組織であり、そのようなものとして、彼の法秩序の一部を成す。それらの組織と支配者の間で締結された合意は、真の意味での国際合意ではない。〔なぜなら、〕そのような合意は、単なる支配者

³³ United States House of Representatives, 5th Congress, Executive Documents on Affairs in Hawai'i: 1894-95, (Government Printing Office 1895), 1295, (hereafter "Executive Documents"), available at http://hawaiiankingdom.org/pdf/HPL_Petition_12_27_1893.pdf (last visited 16 October 2017).

³⁴ Larsen case, Annexure 1, *supra* note 11, at 604.

³⁵ *Id.*

³⁶ Letter from United States Minister, John L. Stevens, to Sanford B. Dole, 17 January 1893, W. O. Smith Collection, HEA Archives, HMCS, Honolulu, available at <http://hmha.missionhouses.org/items/show/889>.

の法令であり、実際には支配者が彼自身と結んだ見せかけの合意なのである。それらの組織の措置や法律は支配者の行為そのものである」³⁷。

慣習国際法のもとでは、反乱がすべての統治機構の完全な統制を確保し、住民の服従を達成したときに、成功裏の革命として認められる。1893年1月28日にスティーヴンスへ送付した文書において、米国国務長官フォスターはこの規則を認識していた。「反対のない事実上の政府を承認する貴公のやり方は、慎重であり、事実に従ってきたように思われる。この政府の統治は、実効的権限を完全に保有し、人民の同意を得て、いかなる実在の政府との関係を承認し、構築してきた」³⁸。ローターパクトによれば、「革命が成功しなかった限りで、そして合法政府が……国家領域に留まりその権力を主張する限りで、当該政府が国家全体を代表するものと想定される」³⁹。成功裏の革命を構成する要素を完全に認知したうえで、クリーヴランドは議会に向けた信書において痛烈な告発を行った。

我々の大臣が暫定政府を承認したさい、それが拠って立つ唯一の根拠は、安全保障委員会が……その存在を宣言したという事実である。それは事実上の（*de facto*）政府でなければ、法律上の（*de jure*）政府でもなかった。それが承認を受ける資格のあるものとして政府の財産や機関を保有する立場になかったことは、在ホノルル公使館の書類庫で見つかった文書によって決定的に論証される。その文書は、暫定政府の任命代表がスティーヴンス大臣に1893年1月17日付で宛てた手記であり、暫定政府を承認した大臣への感謝の表明や、女王の監督下にある職員にも同様のことが要求されていたが、（女王軍の大多数が駐在していた場所である）警察署の占有にまだ至っていないことが述べられていた⁴⁰。

ローターパクトは次のように説明する。「尚早の承認は、合法政府に対する不法行為であり、国際法に違反する」⁴¹。またストーウェルによれば、「〔反乱〕の支援のために介入する外国は、当該団体が属する国家に対する戦争行為を仕掛けることになり、平時における国際法から逸脱する」⁴²。さらに、ステーブルトンは、「国際法典の原則のなかで—すべての弱小国が独立した存在を維持するために依拠せざるをえない—最も重要なものは次の原則である。いかなる国家も他国の国内関心事に強制的に介入する権利を持たない」⁴³。

³⁷ Krystyna Marek, *Identity and Continuity of States in Public International Law* (2nd ed., 1968), at 114.

³⁸ Executive Documents, *supra* note 33, at 1179.

³⁹ E. Lauterpacht, *Recognition in International Law* (1947), at 93.

⁴⁰ Larsen case, Annexure 1, *supra* note 11, at 605.

⁴¹ E. Lauterpacht, *supra* note 39, at 95.

⁴² Ellery C. Stowell, *Intervention in International Law* (1921) at 349, n. 75.

⁴³ Augustus Granville Stapleton, *Intervention and Non-Intervention* (1866), at 6. ステーブルトンは、読者の注意を引くために、彼が「forcibly」という語を用いるときにはすべて大文字で表記している。

クリーヴランドは続けて、合衆国への条件付き降伏をハワイ女王に強いた戦争の悪質な効果を議会に説明した。

しかしながら、我々の大臣による過誤の承認は、女王政府を最も危険で困難な状況に置くこととなった。他方で、彼女は、宮殿、兵舎、警察署を保有し、少なくとも500名もの完全に武装した男性と、いくつもの大砲を彼女の指揮のもとに置いていた。実際に、……王国の全軍隊が彼女に付き従っており、その支配下にあった。この状況において、もし女王が反乱に単独で対処しえたとすれば、その進展は単純で結果として間違えが起こることはなかっただろう。しかし、合衆国が彼女の敵対勢力と同盟し、彼らを真のハワイ政府として承認し、彼女と信奉者を合法的権力に対抗する立場へと貶めたのである。彼女は合衆国の威力に耐えられないことを理解していたが、その正義には安全に頼りうると信じていた⁴⁴。

合衆国が法を犯すかたちでハワイ王国に戦争を仕掛けたという大統領の認定は、1893年1月16日時点から戦争状態が実際に存在したことを明白に認知したものである。ローターパクトによれば、違法な戦争は、「国内政治の道具として戦争に訴えることを禁止する基本的な国際義務を侵害するかたちで、一方の交戦国によって着手された侵略戦争」である⁴⁵。しかしながら、上記の戦争行為が—戦争を正当化する—*jus ad bellum* を遵守していなかったという大統領の認定にかかわらず、ハワイ領域を占領したときに、合衆国はそれでもなお—戦争中に適用される法規である—*jus in bello* を遵守する義務を負っていたのである。捕虜裁判 (*Wilhelm List* および他事件) において、裁判所は、ドイツによる占領が違法な武力行使から生じたために、ドイツが交戦占領規則を援用しえないことを理由に、検察官の見解を退けた。裁判所の説明は以下のとおりである。

検察は、ユーゴスラヴィアとギリシャに対するドイツの戦争が侵略戦争であったことから、ドイツ占領軍がそこに違法に駐在し、占領者としてのいかなる権利をも獲得しなかったという主張を展開した。……我々は、ユーゴスラヴィアとギリシャに対する戦争がケログ・ブリアン協定の直接的な違反であり、したがって、犯罪的な性質を帯びたという主張を真であると認める。しかし、そのことが人または財産に対するドイツ占領軍の行為がただちに犯罪であることを導くものではない。……我々が最初に強調したいのは、占領地域における占領者と住民のそれぞれの責務を論じるさいに、国際法が合法的な占領と違法な占領の間に区別を設けていないという点である⁴⁶。

⁴⁴ Larsen case, Annexure 1, *supra* note 11, at 606.

⁴⁵ H. Lauterpacht, “The Limits of the Operation of the Law of War,” 30 *British Yearbook of International Law* (1953) 206.

⁴⁶ *USA v. William List et al.* (Case No. 7), *Trials of War Criminals before the Nuremberg Military Tribunals* (hereafter ‘Hostages Trial’), Vol. XI (1950), 1247.

以上のように、合衆国は、違法な戦争であったという事実にかかわらず、占領法規を遵守する義務を負い続けていたのである。裁判所がさらに述べたように、「開始された戦争の原因が何であろうと、その原因がいわゆる大義名分であろうとなかろうと、何をなすべきか、何をなしうるかについて起立する国際法の同一の規則は有効である」⁴⁷。ライトによれば、「戦争は、ある国家が公然の行為により戦争を行う意思を表明し、それが戦争行為の形式を成すときに始まる」⁴⁸。ブラウンリーは、19世紀の慣習国際法に関する彼の見解を次のように述べる。「ある『戦争状態』が一般的に受容されていた意味を持ちさえすれば、それは紛争の一方または両方の当事者によって『戦争状態』を構成するとみなされる事態であった」⁴⁹。クリーヴランドの判断〔が示すように〕「戦争行為によって、……薄弱な、しかし友好的かつ信頼に足る人民の政府が転覆させられた」のであり、当該行為は正当化されえなかったのである⁵⁰。

とくに重要な点は、クリーヴランドがハワイ人民を「敵対的」ではなく、「友好的かつ信頼に足る (friendly and confiding)」として言及したことである。これこそまさに、合衆国大統領が *jus ad bellum* により正当化されえず、むしろそれにかかわらず国際法の目的に照らして戦争状態であった不正な戦争を認めた古典的な事例である。合衆国憲法にしたがえば、大統領は外交関係における合衆国の唯一の代表である。マーシャル合衆国判事の言葉では、「大統領は対外関係における国家の唯一の機関であり、外国との関係における唯一の代表である」⁵¹。したがって、友好的かつ信頼に足る人民の政府が戦争行為によって違法に転覆された旨を大統領が政治的に判断したことは、議会構成員だけでなく、国際社会にも、中立を援用する第三国の義務にさえも反響をもたらしたのである。

さらに、戦争状態では、二つの法秩序が同一の領域に存在することから、平和状態では保たれていたであろう実効性 (effectiveness) について原則が覆されることになる。マレクは次のように説明する。「何よりもまず、二つの法秩序が存在する。一方は、被占領国の規則的かつ『通常の』法秩序であり、他方は、占領国の例外的かつ限定的な法秩序である。同時に、占領国の法秩序は、これまでと同様に、実効性原則に厳格に服することとなるが、被占領国の法秩序は実効性の欠如にかかわらず存在しつづける」⁵²。し

⁴⁷ *Id.*

⁴⁸ Quincy Wright, “Changes in the Concept of War,” 18 *American Journal of International Law* (1924) 755, at 758.

⁴⁹ Brownlie, *supra* note 30, at 38.

⁵⁰ Larsen case, Annexure 1, *supra* note 11, at 608.

⁵¹ 10 *Annals of Cong.* 613 (1800).

⁵² Marek, *supra* note 37, at 102.

たがって、「交戦占領は、法秩序の妥当根拠としての実効性の要件が放棄される典型例である」⁵³。

クリーヴランドは、下記の目的で彼が女王との交渉を開始したことを議会に告げている。その目的とは、「1893 年 1 月 16 日に合衆国軍隊が無法にもホノルルに上陸した時点よりも前に存在していた地位を回復するための援助を行い、そのような回復がすべての関係当事者に慈悲とともに正義をもたらす条件で実現されうるものとする」ことである⁵⁴。議会に向けて伝言を発した時点でクリーヴランドが承知していなかったことは、ホノルルにおいてまさに同日に、事態を平和状態へと戻すための試みとして、女王が紛争解決の条件を受諾してしまったことである。1893 年 11 月 13 日に女王と合衆国外交官アルバート・ウィリスの間で行政的調停が開始され、12 月 18 日に合意が交わされた⁵⁵。大統領は、彼が伝言を発したのちに至るまで、その合意を認知していなかった⁵⁶。しかしながら、彼が認知していなかったという事実にかかわらず、合衆国がハワイ王国と戦争状態にあり、その政府の不法な転覆に対して直接的な責任を負っていた旨をクリーヴランド大統領が彼の伝言において政治的に判断したことは決定的である。オープンハイムは、戦争を「相手を圧倒する目的をもった国家間の闘争」として定義している⁵⁷。

ひとたび戦争状態がハワイ王国と合衆国の間で起こると、「平時法が当事者間で適用を止め、それら相互の関係は戦時法に服することとなった。他方で、当事者となっていない他国とそれらの関係は中立法によって規律された」⁵⁸。ハワイ王国と合衆国の間の戦争状態がこのように開始したことで、「人道法規則によって、……通常の平時法の多くの規則は停止された」のであり、その一例として取得時効 (acquisitive prescription) が

⁵³ *Id.*

⁵⁴ Larsen case, Annexure 1, *supra* note 11, at 610.

⁵⁵ David Keanu Sai, “A Slippery Path Towards Hawaiian Indigeneity: An Analysis and Comparison between Hawaiian State Sovereignty and Hawaiian Indigeneity and Its Use and Practice Today,” 10 *Journal of Law & Social Challenges* (2008) 68, at 119-127.

⁵⁶ Executive Documents, *supra* note 33, at 1283.

1894 年 1 月 12 日にグレシャム州務長官からアルバート・ウィリス米国外交官に派遣を行うさいに、彼は次のように述べている。「貴官の報告は、女王がさらに考慮を重ね、提起された条件に対して無条件の同意を書面で与えていることを示しているが、暫定政府は大統領の決定に同意することを拒んでいる。今は問題が議会の手にあるが、大統領は事態についてすべて知らされている状態を保ち、貴官から受け取った報告書を時折提出するであろう」。結果として戦争状態が起こったのである。

⁵⁷ L. Oppenheim, *International Law*, vol. II—War and Neutrality (3rd ed., 1921), at 74.

⁵⁸ Greenwood, *supra* note 25, at 45.

挙げられる⁵⁹。ある戦争状態は、「戦争および中立に関するすべての規則の完全な実施を自動的にもたらすことになる」⁶⁰。

そして、ヴェントゥリーニによれば、「もし武力紛争が生じれば、武力紛争法が最初から最後まで適用されなければならず、〔それは〕平時法が完全な効力をもって再び適用されるとき〔まで継続する〕」⁶¹。「なぜなら、戦時法は、……軍事的勝利を収めたのちでさえも、占領国が撤退するか、主権を占領国へと移譲する和平条約が締結されるまで、占領地域で適用し続ける」⁶²

タジッチ事件において、旧ユーゴスラヴィア国際刑事裁判所 (ICTY) は、戦争法—国際人道法—が「武力紛争……の開始」から「和平の一般的な妥結に至るまで、敵対行為の中止を超えて及ぶ」ことを示した⁶³。ハワイ王国と合衆国との合意によってのみ平和状態は回復されえたのであり、それが存在していなかったことから戦争状態が継続していたのである⁶⁴。1893 年 12 月 18 日の合意によって、戦争状態を平和状態へと移行させる試みがなされた。しかし、クリーヴランドは、議会内の論争のせいで、アメリカ軍の違法な上陸よりも前に存在していた状況を回復するという合意のもとでの彼の責務および義務を履行することができなかった⁶⁵。結果として、戦争状態は継続していたのである。

国際法は「戦争の宣言」と「戦争状態」を区別している。マクネアーとワッツによれば、「宣言の欠如は……それ自体が後続する紛争を少しも戦争へと転化させるものではない」⁶⁶。言い換えれば、ある戦争状態は軍事行動という具体的事実に基づくため、「存在する敵対行為との関係において、または切迫した敵対行為の警告としての意思」を国

⁵⁹ *Id.*, at 46. 戦争状態における交戦占領に対して、平和状態における他国領域の平和的占領は、被侵入国による反対なしに侵入国が領域主権を継続的かつ平和的に表示する場合、取得時効のもとで主権の権原が生じる。この点、主権的権力の表示における他国領域に対する実効性は、平和的かつ非交戦的であればならない。〔戦争状態を規律する〕*Jus in bello* は、取得時効を禁止している。

⁶⁰ Myers S. McDougal and Florentino P. Feliciano, “The Initiation of Coercion: A Multi-temporal Analysis,” 52 *American Journal of International Law* (1958) 241, at 247.

⁶¹ Gabriella Venturini, “The Temporal Scope of Application of the Conventions,” in Andrew Clapham, Paola Gaeta, and Marco Sassòli (eds), *The 1949 Geneva Conventions: A Commentary* (2015), at 52.

⁶² Sharon Koman, *The Right of Conquest: The Acquisition of Territory by Force in International Law and Practice* (1996), at 224.

⁶³ ICTY, *Prosecutor v. Tadić*, Decision on the Defense Motion for Interlocutory Appeal on Jurisdiction (Appeals Chamber), October 2, 1995, at §70.

⁶⁴ 合衆国の国内法のもとでは、国際合意が合衆国を拘束するための手続が二つ存在する。第一は、合衆国憲法 2 条 2 節 2 項のもとで合衆国上院の 3 分の 2 が助言および同意を与えたのちに、効力が発生する条約による。第二は、上院による承認を要件としない大統領による行政取極による。See *United States v. Belmont*, 301 U.S. 324, 326 (1937); *United States v. Pink*, 315 U.S. 203, 223 (1942); *American Insurance Association v. Garamendi*, 539 U.S. 396, 415 (2003).

⁶⁵ Sai, *Slippery Path*, *supra* note 55, at 125-127.

⁶⁶ Lord McNair and A.D. Watts, *The Legal Effects of War* (1966), at 7.

家が持つという形式的な通知を送ること以上に、戦争の形式的な宣言を行う要件は定められていない⁶⁷。1946年に、合衆国の裁判所は、戦争の結果として生じた死亡を対象から除外していた海軍隊長の生命保険証書が1945年12月7日の日本軍による真珠湾攻撃での彼の死亡を対象とするかについて決定しなければならなかった。そこでは、後日に至るまで議会が日本に対して形式的に戦争を宣言していなかったために、彼が死亡した時点で合衆国が戦争状態になかったと主張された。

裁判所はこの主張を退け、「12月8日になされた議会の形式的な宣言が、パール・ハーバーへの襲撃により開始した戦争状態の存在を政治的に決定するための本質的要件ではなかった」と説明した⁶⁸。したがって、「合衆国の外交代表の参加を伴って行われ、議会の権限なしに行われた戦争行為によって、薄弱な、しかし友好的かつ信頼に足る人民の政府が転覆させられた」というクリーヴランド大統領により下された結論は⁶⁹、「戦争状態の存在についての政治的判断」であり、議会による形式的な宣言は必要ではなかった。1893年1月16日から合衆国軍がとった行動についてのクリーヴランド大統領の「政治的判断」は、1941年12月7日に日本軍がとった行動についてのルーズヴェルト大統領の「政治的判断」と同様なのである。戦争行為についての大統領による両方の政治的判断は、国際法のもとでの合衆国の戦争状態を創設したのである。

まず何よりも、ハワイ政府の転覆が国際法主体としてのハワイ国の継続性に些かも影響しなかった。ライトは「国際法が政府とそれが統治する国家を区別している」ことを主張する⁷⁰。コーエンも次のように同様の点を指摘する。「国家は政府から区別されなければならない。政府ではなく、国家こそが国際法における重要な行動主体であり、法的人格なのである」⁷¹。クロフォード裁判官が説明するように、「...実効的な政府が存在していない期間であっても、...国家はその権利義務とともに存在し続けるという推定がある」⁷²。彼はさらに、「たとえ被占領国の代表を主張する政府が存在していない場合

⁶⁷ Brownlie, *supra* note 30, at 40.

⁶⁸ *New York Life Ins. Co. v. Bennion*, 158 F.2d 260 (C.C.A. 10th, 1946), 41(3) *American Journal of International Law* (1947) 680, at 682.

⁶⁹ Larsen case, Annexure 1, *supra* note 11, at 608.

⁷⁰ Quincy Wright, "The Status of Germany and the Peace Proclamation," 46(2) *American Journal of International Law* (Apr. 1952) 299, at 307.

⁷¹ Sheldon M. Cohen, *Arms and Judgment: Law, Morality, and the Conduct of War in the Twentieth Century* (1989), at 17.

⁷² James Crawford, *The Creation of States in International Law* (2nd ed., 2006), at 34. もし継続性の推定について述べようとするならば、反論を基礎づける事実を論証する義務は、その継続性に反対する当事者に課される。言い換えれば、ハワイ王国の継続性は、法的権原または主権の有効な証拠に依拠することによってのみ反論されうるが、その論証は合衆国の側に課されており、それが証明されなければ依然として推定は残る。

であっても、交戦占領が国家の継続性に影響を与えない」と結論づけている⁷³。ハワイ王国の占領について解説したダンベリーは次のように述べる。

1907年ハーグ条約は、実効性が欠如している場合にも、被占領国の国際的な人格を保障している。さらに、占領という事実によって実効性の大部分は減少しているとはいえ、被占領国の法秩序は損なわれない。そのように、1907年ハーグ第4条約条約43条は、占領国と被占領国の二つの異なる法秩序の共存を規定している⁷⁴。

長期に渡る占領の開始

国際法上の意義として、政府が違法に転覆されたあとにハワイ王国の地位はどのようなものであったか？戦争状態を平和状態へと移行させるような合意が存在しなかった場合、戦争状態が *jus in bello* で交戦占領と呼ぶであろう状態に優先する。1880年に万国国際法学会が採択した「陸戦法に関するマニュアル」の41条は次のように宣言する。「一地方にして、それが属する国家が、敵軍の侵攻の結果として、そこで通常の権力を実際に行行使することを止め、侵攻した国家のみがそこでの秩序を維持する立場にある場合には、占領されたものとみなされる」。この定義はのちに、1889年ハーグ第2条約42条に法典化され、1907年ハーグ第4条約42条に継承された。当該条項は「一地方にして事実上敵軍の権力内に帰したるときは占領せられたるものとす。占領は右権力を樹立したる且之を行使し得る地域を以て限とす」と規定する。実効性は交戦占領の核心にあたる。

本件において、敵対行為に及んだ軍隊は、合衆国軍のみならず、それ自体が「暫定政府」として擬制された傀儡政権も含んでいた。干渉により創設された実体として、当該政権はジョン・スティーヴンス合衆国大使のものと合衆国軍と協力して活動する軍事組織として存在していた。*Jus in bello* のもとでは、占領国は被占領国の主権を有さず、したがって、忠誠を強制することはできない⁷⁵。もしそのようなことがなされるとすれば、

⁷³ *Ibid.* クロフォードは次のようにも述べている。「2003年のイラク占領は、『政府』と『国家』の区別を描き出している。安保理の理事国が2003年10月16日の決議1511を採択したのちに、迅速な『イラクの主権の回復』を求めたとき、イラクが国家として存在しなくなったことではなく、通常の政府運営が回復されるべきであることが含意されたのである」。 *Ibid.*, n. 157.

⁷⁴ Patrick Dumberry, “The Hawaiian Kingdom Arbitration Case and the Unsettled Question of the Hawaiian Kingdom’s Claim to Continue as an Independent State under International Law,” 2(1) *Chinese Journal of International Law* (2002) 655, at 682.

⁷⁵ 1899年ハーグ第二条約45条「敵対国への忠誠を得るための被占領国の人民に対するいかなる圧力も禁止される」。また、ハーグ第四条約45条「占領地の人民は之を強制して其の敵国に対し忠誠の誓を為さしむることを得ず」を参照せよ。1895年1月24日、ハワイ共和国と自らを呼称した傀儡政権は、「多くの王党派を銃殺から救うために」、リリウオカラニ女王が退位し、当該政権への彼女の忠誠を署名させ

それは国際法主体として忠誠を誓われた被占領国が消滅し、被占領国の領域が占領国の領域へと一方的に併合されることを意味する。

国際法はその事態を征服 (*debellatio*) の法理のもとで許容するであろう。しかしながら、ハワイ政府が違法に転覆されたとする合衆国大統領の認定の結果として、征服の法理はハワイの状況には適用されず、したがって、*jus ad bellum* 上の基準を満たさなかった。不当な戦争として、征服の法理を援用することは妨げられる。すなわち、征服は合法的な戦争を条件としているのである。シュヴァルツェンベルガーによれば、「もし、違法から区別される合法的な戦争の結果として、一つの交戦国の国際的人格が完全に破壊されたならば、勝利国は……敗戦国の領域を併合し、またはその部分を他国に割譲しうる」⁷⁶。

1893年4月1日に合衆国軍隊がハワイ領域から撤退したのち、クリーヴランド大統領の命令によって特別調査員に任命されたジェームズ・ブラントは、暫定政府が傀儡政権であったことを認識していなかった。そのことから、ハワイ愛国同盟によれば、当該軍隊は完全な権限を保持した状態で留まっており、「不必要な規模の軍隊を維持するために公的資金が悪質に浪費されていた。その軍隊は、贅を極め、全体として外国人によって構成され、主にサンフランシスコの最も評判の悪い階級から採用されていた」⁷⁷。大統領がその状況を違法と認定し、君主を復権させるための合意を締結したあと、傀儡政権は自身の権限を引き渡すことを拒否した。復権協定を履行させ、事態を平和状態へと終局的に転換させる試みに失敗したという事情にかかわらず、その状況は戦争状態であり続け、*jus in bello* の規則がハワイの状況に適用され続けたのである。

暫定政権は、干渉を通じて形成されたとき、暴徒を君主と彼女の内閣の位置へと単純にすげ替え、彼らを行政指紋委員会と呼称した。すべてのハワイ政府職員は職位に留まり、合衆国軍隊の監視のもとで新政権への忠誠の誓いに署名するよう強制された⁷⁸。この

るよう強制した。(William Adam Russ, Jr., *The Hawaiian Republic (1894-98) And Its Struggle to Win Annexation* (1992), at 71). *jus in bello* 規則は占領地域の住民に敵対国への忠誠を誓わせることを禁じていることから、女王による忠誠の宣誓は違法かつ無効である。

⁷⁶ Georg Schwarzenberger, *International Law as applied by International Courts and Tribunals*. Vol. II: The Law of Armed Conflict (1968), at 167.

⁷⁷ Executive Documents, *supra* note 33, at 1296.

⁷⁸ *Ibid*, at 211, 「現政権のすべての職員は、彼らの機能を果たし続け、彼ら各々の局の責務を行い続けることをここに求められた。ただし、以下に指名された者を除く。リリウオカラニ女王、チャールズ・B・ウィルソン元帥、サミュエル・パーカー外務大臣、W・H・コーンウェル財務大臣、ジョン・F・コルバーン内務大臣、アーサー・P・ペーターソン法務長官。これらはここに職務から解かれる。ここに沿わないハワイのすべての法および憲法原則は、行政および諮問審議会のさらなる命令がない限り、効力を有し続ける」。

ことは、アメリカの傀儡政権がアメリカ軍を外国人傭兵へと転換し、1894年7月4日にその名をいわゆるハワイ共和国と変更するまで続いた。

併合に関する議会の共同決議に見せかけて、合衆国軍隊は、スペイン・アメリカ戦争の最中に、1898年8月12日にハワイ王国を物理的に再占領した。アメリカ最高裁判所によれば、「[1898年]7月7日に通過した[併合]決議により、8月12日の午後、すなわち、政府公館にアメリカ国旗が掲げられ、式典を通じて諸島が合衆国代表に委ねられたときに初めて、形式的な移譲が行われた」⁷⁹。愛国心の強い社会や多くのハワイ市民はこの式典をボイコットし、「彼らは被統治者の同意なしに行われた併合に抗議した」⁸⁰。マレクは、「被占領国の独立を破壊する目的をもった偽装併合は、被占領国の継続性を保全する規則の明白な違反を示す」と主張する⁸¹。1988年には、合衆国司法省でさえも、共同決議を通じてハワイを獲得したさいに議会がいかなる憲法上の権限を行使したか不明瞭である」との見解を示した⁸²。

1900年に、「基本法」として知られる「ハワイ自治領への政府設立に関する法」のもとで、議会はハワイ共和国をハワイ自治領へと改称した⁸³。そのすぐあとに、ハワイ自治領は、ハワイ諸島全土の学校生徒の「アメリカ化」を意図的に追求した。その目的を達成するために、彼らは1906年に「公立学校における愛国訓練のためのプログラム」と題された非ハワイ国民化政策を制度化し、ハワイ国言語を禁止してアメリカ英語に置き換えた⁸⁴。今や自治領政府の役人となった暴徒のための有力な新聞の一つは、非ハワイ国民化計画の実体を物語っている。ハワイアン・ガゼットが伝えるところによれば、

「[自治領政府の]教育委員会は、学校において愛国心を植え付ける[*inculcate*]手段として、アメリカの歴史における重要な記念日が祝われるために、愛国心を示す式典を計画することに同意した。この計画は、委員会の考慮のもとで勤続する何人かの教員による提案の寄せ集めとして構成されていた。ベンジャミン・

⁷⁹ *Territory of Hawai'i v. Mankichi*, 190 U.S. 197, 212 (1903).

⁸⁰ Tom Coffman, *Nation Within: The History of the American Occupation of Hawai'i* (2016), at 322. Coffman initially published this book in 1998 titled *Nation Within: The Story of the American Annexation of the Nation of Hawai'i*. コフマンは次のように説明する。「この本の副題では、アメリカによるハワイ占領に言及しながら、併合 (*Annexation*) の語が占領 (*Occupation*) の語に入れ替えられている。併合が相互の合意による合法性を意味するならば、この行為は相互的ではなく、したがって、合法ではない。国際法の定義上から併合が存在しないならば、我々に残されるのは占領の語である」。at xvi.

⁸¹ Marek, *supra* note 37, at 110.

⁸² Douglas Kmiec, Department of Justice, “Legal Issues Raised by Proposed Presidential Proclamation to Extend the Territorial Sea,” 12 *Opinions of the Office of Legal Counsel* (1988) 238, at 262.

⁸³ 31 U.S. Stat. 141.

⁸⁴ Programme for Patriotic Exercises in the Public Schools, Territory of Hawai'i, adopted by the Department of Public (1906), available at http://hawaiiankingdom.org/pdf/1906_Patriotic_Exercises.pdf (last visited 16 October 2017).

フランクリンの誕生日を祝福するさいに、学校において重要な記念日がより良く祝われることを期待して興奮が沸き起こったことは、これからも記憶されていくことだろう。おそらくは本土の子供達たちよりも、その種の教えを必要とする学校生徒の愛国心を受け付ける傾向にある⁸⁵」。

ここで「*inculcate*」という語が用いられていることに注意を向けることが重要である。動詞として、この語は説得、移植、教化などを行うための力を意味する。洗脳は口語的な用語である。アメリカニュース雑誌 *Harper's Weekly* のリポーターがホノルルのカイウラニ公立学校を訪れたさい、彼は次のように報じた。

「バビット氏に提案され、校長のフレーザー夫人は命令を出し、10秒以内に学校の全614人の学生は、建物を取り囲む緑の芝の上を行進し始めた。……まるで家のなかで見られるように正確かつ秩序立って、二人ずつ、生徒は芝の上を歩き出す。長い訓練から来る容易さをもって、彼らの頭上40フィートに吹く北東の貿易風に揺れる巨大なアメリカ国旗に向かって、全員が密集した配置に整列するまで、クラスは行進と対更新を行なった。……「静粛に！」フレーザー夫人が統制した。小連隊が起立し、武器を携行し、背筋を伸ばし、頭を高く上げ、彼らを守るべく頭上にはためく赤・白青のエンブレムに全員の視線が注がれた。「敬礼！」これが校長の次の命令であった。4本の指が伸びたすべての右手が挙げられ、614人の幼い声の一つになって響いた。「我々は自身の頭と心を神と祖国に捧げる！一つの国家！一つの国語！一つの国旗！」⁸⁶。

さらなるハワイの主権の侵奪として、1959年に、「合衆国へのハワイ州の加入に関する法」のもとで、議会はハワイ自治領をハワイ州と改名した⁸⁷。これらの議会法は、域外的な効力をもっておらず、少なくとも、傀儡政権を *jus in bello* 規則のもとで承認される軍事政権へと転換させることはなかった。傀儡政権の維持は、1893年当時の慣習国際法、1907年ハーグ第4条約、および戦時における文民の保護に関する1949年ジュネーヴ第4条約に直接的に違反する。*jus in bello* の目的のもとでは、合衆国が征服を通じてハワイ諸島に国際的な主張をけっして行っていなかったことが重要である。むしろ、1959年に、合衆国は、国連事務総長に次のように報告している。「ハワイは1898年から合衆国によって統治されている。早くも1900年には、議会はハワイを統合された領域として確立する基本法を通過させた。そこでは、地域的には適用不可能な合衆国憲

⁸⁵ Patriotic Program for School Observance, *Hawaiian Gazette* (Apr. 3, 1906), at 5, available at http://hawaiiankingdom.org/pdf/Patriotic_Program_Article.pdf (last visited 16 October 2017).

⁸⁶ William Inglis, *Hawai'i's Lesson to Headstrong California: How the Island Territory has solved the problem of dealing with its four thousand Japanese Public School children*, *Harper's Weekly* (Feb. 16, 1907), at 227.

⁸⁷ 73 U.S. Stat. 4.

法および法律が完全な効力を有することとなった⁸⁸。このアメリカ法の域外適用は、ローチス号事件で示された原則に違反するだけでなく⁸⁹、*jus in bello* 規則によっても禁止されている」。

占領国として、合衆国は、占領を終了させる和平条約または合意が締結されるまでの間に、被占領国—ハワイ王国—の法を暫定的に運営することを目的とする軍事政府を設置する義務を負う。「軍事政府は、それによって占領国が被占領地域に対する統治権能を行使する行政形態である」⁹⁰。占領国の統治はハーグ規則 1907 年第 4 条約第三款に規定されている。シュヴァルツェンベルガーによれば、「ハーグ規則第三款は、……国際慣習法の宣言であった」⁹¹。また、スペイン・アメリカ戦争時代に効力を有していた占領に関する国際法で一般的に考慮されていたところにしたがえば、「合衆国軍隊によって被占領地に設置された軍事政府は、可能な限り地域の法を適用し、見識のある範囲で地域のスペイン人職員の業務を活用するよう指示されていた」⁹²。他の多くの権威ある証拠も、ハワイ政府の転覆およびその後の占領の時点で適用可能であった慣習国際法を単純に法典化したものとしてハーグ規則をみなしている⁹³。

1893 年から、転覆以前に存在していたハワイ王国の法を運営するための軍事政府を合衆国が *jus in bello* 規則のもと設置することはなかった。代わりに起こったのは、ハワイを統治するための組織、設備および財産を一物的にも人的にも—違法に掌握したことである。それは独立国の自己統治を篡奪することであった。

第三国の中立義務

平和状態が戦争状態へと転換したとき、他のすべての国家は中立義務のもとに置かれる。「中立は偏りのない姿勢を意味し、敵対者の一方を害するような他方への支援や援助や、さらに、一方への利益となるような他方への不正義を排除する」⁹⁴。

⁸⁸ United Nations, “Cessation of the transmission of information under Article 73e of the Charter: communication from the Government of the United States of America” (September 24, 1959), Document no. A/4226, Annex 1, at 2.

⁸⁹ *Lotus*, 1927 PCIJ Series A, No. 10, at 18.

⁹⁰ United States Army Field Manual 27-10 (1956), at sec. 362.

⁹¹ Georg Schwarzenberger, “The Law of Belligerent Occupation: Basic Issues,” 30 *Nordisk Tidsskrift Int'l Ret* (1960), 11.

⁹² Munroe Smith, “Record of Political Events,” 13(4) *Political Science Quarterly* (1898), 745, at 748.

⁹³ Gerhard von Glahn, *The Occupation of Enemy Territory: A Commentary on the Law and Practice of Belligerent Occupation* (1957), 95; David Kretzmer, *The Occupation of Justice: The Supreme Court of Israel and the Occupied Territories* (2002), 57; Ludwig von Kohler, *The Administration of the Occupied Territories*, vol. I, (1942) 2; United States Judge Advocate General's School Tex No. 11, *Law of Belligerent Occupation* (1944), 2 (「ハーグ規則の第三款は実質的に慣習法の法典化であり、その原則は当事国および非当事国を同様に拘束する」と述べる)。

⁹⁴ Oppenheim, *supra* note 57, at 401.

紛争当事国ではない中立国の義務は、たとえば、戦争行為によって違法に創設された傀儡政権を否認する義務など、「当該国に、何よりもまず、利用可能な手段をもって、関係する敵対国がそのような違反を犯すことを防止するよう要求される」⁹⁵。

20 カ国が、いわゆるハワイ共和国を承認することによって公平義務に違反し、その結果として、紛争当事者となった⁹⁶。そのなかには、オーストリア＝ハンガリー帝国（1895年1月1日）⁹⁷、ベルギー（1894年10月17日）⁹⁸、ブラジル（1894年9月29日）⁹⁹、チリ（1894年9月26日）¹⁰⁰、中国（1894年10月22日）¹⁰¹、フランス（1894年8月31日）¹⁰²、ドイツ（1894年10月4日）¹⁰³、グアテマラ（1894年9月30日）¹⁰⁴、イタリア（1894年9月23日）¹⁰⁵、日本（1897年4月6日）¹⁰⁶、メキシコ（1894年8月8日）¹⁰⁷、オランダ（1894年11月2日）¹⁰⁸、スウェーデン＝ノルウェー連合王国（

⁹⁵ *Id.*, at 496.

⁹⁶ Greenwood, *supra* note 25, at 45.

⁹⁷ Austria-Hungary's recognition of the Republic of Hawai'i, available at <https://historymystery.kenconklin.org/2008/04/05/recognition-of-the-republic-of-hawaii-austro-hungary/> (last visited 16 October 2017).

⁹⁸ Belgium's recognition of the Republic of Hawai'i, available at <https://historymystery.kenconklin.org/2008/04/05/recognition-of-the-republic-of-hawaii-belgium/> (last visited 16 October 2017).

⁹⁹ Brazil's recognition of the Republic of Hawai'i, available at <https://historymystery.kenconklin.org/2008/04/05/recognition-of-the-republic-of-hawaii-brazil/> (last visited 16 October 2017).

¹⁰⁰ Chile's recognition of the Republic of Hawai'i, available at <https://historymystery.kenconklin.org/2008/04/05/recognition-of-the-republic-of-hawaii-chile/> (last visited 16 October 2017).

¹⁰¹ China's recognition of the Republic of Hawai'i, available at <https://historymystery.kenconklin.org/2008/04/05/recognition-of-the-republic-of-hawaii-china/> (last visited 16 October 2017).

¹⁰² France's recognition of the Republic of Hawai'i, available at <https://historymystery.kenconklin.org/2008/04/05/recognition-of-the-republic-of-hawaii-france/> (last visited 16 October 2017).

¹⁰³ Germany's recognition of the Republic of Hawai'i, available at <https://historymystery.kenconklin.org/2008/04/05/recognition-of-the-republic-of-hawaii-germanyprussia/> (last visited 16 October 2017).

¹⁰⁴ Guatemala's recognition of the Republic of Hawai'i, available at <https://historymystery.kenconklin.org/2008/04/05/recognition-of-the-republic-of-hawaii-guatemala/> (last visited 16 October 2017).

¹⁰⁵ Italy's recognition of the Republic of Hawai'i, available at <https://historymystery.kenconklin.org/2008/04/06/recognition-of-the-republic-of-hawaii-italy/> (last visited 16 October 2017).

¹⁰⁶ Japan's recognition of the Republic of Hawai'i, available at <https://historymystery.kenconklin.org/2008/05/27/recognition-of-the-republic-of-hawaii-japan/> (last visited 16 October 2017).

¹⁰⁷ Mexico's recognition of the Republic of Hawai'i, available at <https://historymystery.kenconklin.org/2008/04/06/recognition-of-the-republic-of-hawaii-mexico/> (last visited 16 October 2017).

1894年12月17日)¹⁰⁹、ペルー(1894年9月10日)¹¹⁰、ポルトガル(1894年12月17日)¹¹¹、ロシア(1894年8月26日)¹¹²、スペイン(1894年11月26日)¹¹³、スイス(1894年9月18日)¹¹⁴、イギリス(1894年9月19日)¹¹⁵。

オッペンハイムは次のように述べる。「もし中立国がこの義務を無視するならば、当該国自体がそれによって中立違反を犯すことになり、他の敵対国の中立違反、および当該国の黙認によって被害を受けた敵対国の一方に責任を負うことになる」¹¹⁶。いわゆるハワイ共和国の承認は、傀儡政権のいかなる合法または適法な状態を創り出すことはなく、むしろそれらの国家が中立義務に違反したことを示す疑いようのない証拠である。政府の外交的承認は、交戦資格の承認を与えるのでもないかぎり、戦争状態ではなく、平和状態で起こるものである。これらの承認は、共和国をハワイ王国との内戦における交戦団体として承認するものではなく、むしろ共和国がいわゆる革命に成功し、平和状態におけるハワイの新たな統治者となったことを偽装するものであった。

ハワイ州：政府ではなく私的軍隊

1900年にハワイ自治領、のちの1959年にハワイ州という新しい名目のもとで、合衆国が設置された傀儡政権の統制を担ったとき、「立法府・政府・裁判所という国内制度か

¹⁰⁸ The Netherlands' recognition of the Republic of Hawai'i, available at <https://historymystery.kenconklin.org/2008/04/06/recognition-of-the-republic-of-hawaii-netherlands/> (last visited 16 October 2017).

¹⁰⁹ Norway-Sweden's recognition of the Republic of Hawai'i, available at <https://historymystery.kenconklin.org/2008/04/06/recognition-of-the-republic-of-hawaii-swedenorway/> (last visited 16 October 2017).

¹¹⁰ Peru's recognition of the Republic of Hawai'i, available at <https://historymystery.kenconklin.org/2008/04/06/recognition-of-the-republic-of-hawaii-peru/> (last visited 16 October 2017).

¹¹¹ Portugal's recognition of the Republic of Hawai'i, available at <https://historymystery.kenconklin.org/2008/04/06/recognition-of-the-republic-of-hawaii-portugal/> (last visited 16 October 2017).

¹¹² Russia's recognition of the Republic of Hawai'i, available at <https://historymystery.kenconklin.org/2008/04/06/recognition-of-the-republic-of-hawaii-russia/> (last visited 16 October 2017).

¹¹³ Spain's recognition of the Republic of Hawai'i, available at <https://historymystery.kenconklin.org/2008/04/06/recognition-of-the-republic-of-hawaii-spain/> (last visited 16 October 2017).

¹¹⁴ Switzerland's recognition of the Republic of Hawai'i, available at <https://historymystery.kenconklin.org/2008/04/06/recognition-of-the-republic-of-hawaii-switzerland/> (last visited 16 October 2017).

¹¹⁵ The United Kingdom's recognition of the Republic of Hawai'i, available at <https://historymystery.kenconklin.org/2008/04/05/recognition-of-the-republic-of-hawaii-britain/> (last visited 16 October 2017).

¹¹⁶ Oppenheim, *supra* note 57, at 497.

ら発せられた域外的な規定を通じて、国際法上の限界」を逸脱した¹¹⁷。アメリカ合衆国およびその議会を含む各国の立法は、国際法の法源ではない。ローチユス号事件において、常設国際司法裁判所は次のように言明している。「いまや国家に課される第一義的かつ最も重要な制限は、—それとは反対に許容規則が存在しない場合—他国領域でいかなる形態においても権限を行使してはならないというものである」¹¹⁸。クロフォード判事によれば、当該原則の逸脱は推定されない¹¹⁹。

議会の立法が域外的効力を有しないことから、その法は外国領域に政府を一方向的に設置することはできない。合衆国最高裁判所にしたがえば、「憲法もそれにしたがって制定された法律も、我々自身の市民に関するものでないかぎり外国領域でいかなる効力ももたず、そのような領域での国家運営は条約、国際了解および合意、ならびに国際法原則によって規律されなければならない」¹²⁰。同裁判所はまた、「いかなる国家の法律も、自国の市民に関するものでないかぎり、自国領域を超えた拡張を正当化しえない。それらは、他のいかなる国家の管轄内にある主権または権利を統制する効力を持ちえない」¹²¹。したがって、ハワイ州は、その権威への唯一の主張が域外効力を持たない議会立法から生じるために、政府としての主張をなしえない。そのようなものとして、*jus in bello* はハワイ州を組織された武装集団 (*organized armed groups*) として定義づけるのである¹²²。

「組織された武装集団は、……その当事者に対する部下の行動についての指揮責任のもとにある」¹²³。ヘンカーツとドズワルド・ベックによれば、「この武装組織の定義は、ある紛争当事者のために活動し、自身をその指揮のもとに置くすべての個人を含む」ものであり¹²⁴、この「武装組織の定義は、誰が戦争捕虜の資格を有するかの決定を追求するハーグ規則およびジュネーヴ第3条約にすでに規定されている定義を踏まえている」¹²⁵。1907年ハーグ第4条約1条は次のように規定する。

戦争の法規及権利義務は単に之を軍に適用するのみならず左の条件を具備する民兵及義勇兵団にも亦之を適用す。

- 一 部下の為に責任を負ふ者其の頭に在ること
- 二 遠方より認識し得べき固著の特殊徽章を有すること

¹¹⁷ Eyal Benvenisti, *The International Law of Occupation* (1993), at 19.

¹¹⁸ *Lotus*, *supra* note 89.

¹¹⁹ Crawford, *supra* note 72, at 41.

¹²⁰ *United States v. Curtiss Wright Export Corp.*, 299 U.S. 304, 318 (1936).

¹²¹ *The Apollon*, 22 U.S. 362, 370 (1824).

¹²² Article 1, 1899 Hague Convention, II, and Article 1, 1907 Hague Convention, IV.

¹²³ Jean-Marie Henckaerts and Louise Doswald-Beck, *Customary International Humanitarian Law*, Vol. I (2009), at 14.

¹²⁴ *Id.*, at 15.

¹²⁵ *Id.*

- 三 公然兵器を携帯すること
- 四 其の動作に付戦争の法規慣例を遵守すること

ラーセン事件以来、この武装集団の裁判所に出廷した被告人たちは、この論文で示した言説に基づいて裁判所の管轄権を否定し始めた。この弁護を抑圧する卑劣な試みのなかで、「弁護人がハワイ王国の存在とハワイ州政府の非正当性を証明したことから、ハワイ州の裁判所が彼の刑事手続に対する事項管轄権を有していないと反論した」ある被告人に対して¹²⁶、ハワイ州最高裁判所は2013年に、その起源の「合法性に関していかのように述べられようとも、ハワイ州は……いまや合法政府である」と応答した¹²⁷。被告人側によって提出された事実証拠に反論することができず、いわゆるハワイ州で最高位の裁判所は、法的理由ではなく、力（power）にのみ依拠せざるをえず、その判断は検察官と原告に法的議論を省かせるために用いられたのである。この点につき、マレクは、権原（title）または主権を欠く占有者は、「排他的でなければ、十分かつ完全な実効性（effectiveness）に重度に依拠しなければならない」と説明する¹²⁸。

占領中の戦争法および慣習は、占領国の軍隊および／またはハワイ州のような軍事力の権力のもとに置かれた地域にのみ適用され、「占領は、そのような権力が確立され、行使されている地域にのみに及ぶ」¹²⁹。フェラーロによれば、「占領—国際武力紛争の一種として—普及している事実のみを根拠として決定されなければならない」¹³⁰。

ハワイ王国における戦争犯罪の実行

国際刑事裁判所ローマ規程は、戦争犯罪を「国際的な武力紛争の際に適用される法規及び慣例に対するその他の著しい違反」と定義する¹³¹。合衆国軍フィールド・マニュアル27-10は、合衆国軍が関わる武力紛争に適用される戦争犯罪について、「軍人と文民を問わず、いかなる個人または複数の個人が行った戦争法の違反を示す技術的な表現である。すべての戦争法違反は戦争犯罪である」と定義を拡大した¹³²。ラーセン事件において、申立てられた戦争犯罪は、意図的な作為とともに不作為も含まれていた。後者は被占領国法の運用を怠ったことを含み1907年ハーグ第4条約43条）、前者は公正な正式の裁判の拒否、不法な拘禁（1949年ジュネーヴ第4条約147条）、および掠奪（1907年ハーグ第4条約47条・1949年ジュネーヴ第4条約33条）を含んでいた。

¹²⁶ *State of Hawai'i v. Dennis Kaulia*, 128 Hawai'i 479, 486 (2013).

¹²⁷ *Id.*, at 487.

¹²⁸ Marek, *supra* note 37, at 102.

¹²⁹ 1907 Hague Convention, IV, Article 42.

¹³⁰ Tristan Ferraro, "Determining the beginning and end of an occupation under international humanitarian law," 94 (885) *International Review of the Red Cross* (Spring 2012) 133, at 134.

¹³¹ International Criminal Court, *Elements of a War Crime*, Article 8(2)(b).

¹³² U.S. Army Field Manual 27-10, sec. 499 (July 1956).

国際判例法によれば、戦争犯罪を訴追するためには、戦争犯罪が意識的にまたは意図的に—直接的故意 (*dolus directus*)—、または無謀に—未必の故意 (*dolus eventualis*)—行われなければならないという精神的要素である故意 (*intent*) が存在している必要がある。ローマ規程 30 条によれば、申立てられた戦争犯罪が「……故意に及び認識して〔戦争犯罪の〕客観的な要素を実行する場合にのみ、……刑事上の責任を有し、かつ、刑罰を科される」。したがって、責任者個人の訴追が可能となるためには、意志的な構成要素 (故意 *intent*) とともに認知的な構成要素 (認識 *knowledge*) を含む精神的要素が存在しなければならない。30 条 2 項は続けて次の点を明らかにしている。「(a) 行為に関しては、当該個人がその行為を行うことを意図している場合、〔および〕 (b) 結果に関しては、当該個人がその結果を生じさせることを意図しており、又は通常の成り行きにおいてその結果が生ずることを意識している場合に、……個人に故意があるものとする」。さらに、国際刑事裁判所の「戦争犯罪の構成要素 (*Elements of a War Crime*)」は、「武力紛争の存在について犯罪を行った者が行った法的評価に関する要件は存在しない」と述べている¹³³。

訴追を目的とした認識を特定しうる時点または事態はあるだろうか? 言い換えれば、1893 年 1 月 17 日のハワイ政府の不法な転覆から生じた「ある状況が存在し、または通常の成り行きにおいてある結果が生ずることを意識し〔ローマ規程 30 条 3 項〕」うるのはどこか? 合衆国および 1893 年時点で存在していた他の外国政府にとって、その決定的期日は 1893 年 12 月 18 日、すなわち、クリーヴランド大統領がハワイ政府転覆の違法性を議会に通告したときであろう。

しかしながら、1893 年に存在していなかった民間団体や外国政府にとって、1993 年にハワイ政府転覆の違法性に対して合衆国が謝罪したことが、認識の決定的期日として考慮されるべきである。議会共同決議の形式をとって制定された合衆国法は、

議会が、「1893 年 1 月 17 日にハワイ王国の不法な転覆を記念する 100 周年にあたり、この事件の歴史的な重要性を認識する」と特別に明記した¹³⁴。加えて、議会は、「合衆国大統領もハワイ王国の転覆の問題を認識するよう」要請したのである¹³⁵。いたるところに事実と法の誤認を含んでいるにもかかわらず、その謝罪決議は、派生的な影響を含めて情報を得るための参照すべき特定の基準点となっている。合衆国がそのような派生的な影響を知った証拠は、次のように決議の排除条項に明確に示されている。「この共同決議におけるいかなる文言も、合衆国に対するいかなる申立てを解決するために用いられ

¹³³ ICC Elements of a War Crime, Article 8.

¹³⁴ Larsen case, Annexure 2, *supra* note 11, at 614.

¹³⁵ *Id.*, at 615

ることを意図するものではない」¹³⁶。「法の不知は何人にも抗弁を許さない（*ignorantia legis neminem excusat*）」という法諺に由来するように、すべての者は法を知っていることが想定されている。公的機関である合衆国政府とは異なり、ハワイ州は政府としての主張を行うことは決してかなわず、したがって、単なる私的な組織にすぎない。結果として、ハワイ州の構成員の認知は、1993年の謝罪決議の採択によって始まっていたのである。

国際法は今日、「侵略犯罪（*crime of aggression*）」としての不正な戦争を犯罪化している。ローマ規程8条 *bis* のもとで、「他国の主権、領土保全もしくは政治的独立に対して一国がその軍隊を攻撃的に用いた場合には、戦争は犯罪となる」¹³⁷。「友好的かつ信頼に足る人民」の政府への侵攻およびその転覆が、ハワイ王国の自決権、不干渉原則、領土保全および政治的独立を侵害する悪意を持って開始された侵略戦争であったことは疑いようもない。

傀儡政権の設置もハワイ人民の権利の侵害である。ハワイ愛国同盟によれば、1893年に設置された傀儡政権は、自身の機関とともに、「現在の状況および彼らの統制下にある警察に同調しないすべての者にたいして、殺人、暴力および追放を実行するよう繰り返し脅迫した。威嚇はあらゆる形態で常套手段として用いられ、平和的市民の住宅地を夜間に側索するさいにさえ行われた」¹³⁸。合衆国が占領法を遵守していたならば、これらの犯罪行為は生じることはなかったであろう。当時の慣習国際法は、被占領国法を暫定的に運用するよう占領国に要求していた。1907年ハーグ第4条約43条は、「国の権力が事実上占領者の手に移りたる上は占領者は絶対的の支障なき限占領地の現行法律を尊重して成るべく公共の秩序及生活を回復確保する為施し得べき一切の手段を尽すべし」と規定する。

ベンヴェニスティによれば、「43条の文言は、かつての法を単純に復唱したとして学者に受け入れられ、その後に、当該条項は慣習国際法を表明するものとして一般的に承認された」¹³⁹。グレーバーも、「1899年ハーグ法典の以前の記述から以後の記述を区別するものは何もない」と述べている¹⁴⁰。

ハワイの状況と類似する手法として、ドイツは、第二次世界大戦中にクロアチアを占領したさいに、自身の代行として活動させるために、国際法に違反して傀儡政権を設置し

¹³⁶ *Id.*

¹³⁷ Rome Statute, art. 8 *bis* (2).

¹³⁸ Executive Documents, *supra* note 33, at 1297.

¹³⁹ Benvenisti, *supra* note 117, at 8.

¹⁴⁰ Doris Graber, *The Development of the Law of Belligerent Occupation: 1863-1914* (1949), at 143.

た。この問題について、ニュルンベルク軍事法廷は、捕虜裁判 (*Hostages Trial*) にて次のように宣明した。

国際法によって与えられた占領の権利以外に、いかなる合法的な権限もドイツ人によって行使されえない。したがって、彼らは戦争の進展において独立の主権国家を創設する法的権利を有さない。彼らは、占領目的を達成するために必要な暫定的〔軍事〕政府を設置することができたが、それを超えて行うことは法的に許されない。この問題に関してクロアチアはいかなるときも被占領国であり、暫定政府によって行われたすべての行為について占領当局〔ドイツ〕は責任を負っていた、というのが我々の見解である¹⁴¹。

合衆国が 1893 年 1 月 17 日から長引いた占領の期間を通じて軍事政権を設置することを怠ったことで、傀儡政権—暫定政権 (1893–1894 年)、ハワイ共和国 (1894–1900 年)、ハワイ自治州 (1900–1959 年) およびハワイ州 (1959 年から現在)—によるすべての行為は、本来であれば真正の (*bona fide*) 軍事政権から生じていたであろうが、違法かつ無効となった。第二世界対戦中にいわゆるクロアチア〔独立〕国の行為についてドイツが責任を負っていたのと同様に、合衆国は占領国として、国際事実調査委員会の手続において、ランス・ラーセンに対して行われたと主張される戦争犯罪を含み、ハワイ州の行為について責任を有している¹⁴²。

結論

ハワイの状況を解析するうえで根幹を成すのは、平和状態と戦争状態を区別することである。この〔海を分かたが如き〕区別こそが、特定の国際法規則が (不) 適用される適切な文脈を示すのである。戦争法—*jus in bello*、またの名として、今日では国際人道法として知られる—は、平和状態には適用可能ではない。*jus in bello* 規則の本質は、占領国と被占領国の二つの法秩序が共存することにある。被占領国として、ハワイ王国の継続性は、平和状態の間に要件とされていたであろう実効性 (*effectiveness*) の欠如にもかかわらず、実存する (*positive*) 国際法規則によって、過去 124 年間に渡って維持されてきた¹⁴³。

一世紀もの間に合衆国が国際人道法を遵守しなかったことは、戦争犯罪はそれ以来強行規範 (*jus cogens*) —強制的な法—としての水準まで到達したことで、想像を絶するほどに重大な人道的危機を生み出してきた。同時に、問題となっている義務は—すべての国家に向かう—対世的 (*erga omnes*) 性格を有している。国際社会 (*the international*

¹⁴¹ Hostages Trial, *supra* note 46, at 1302.

¹⁴² Memorial of Lance Paul Larsen, *supra* note 1.

¹⁴³ Crawford, *supra* note 72, at 34; Marek, *supra* note 37, at 102.

community) が対世的義務の問題として取り成すことを怠ったことは、ハワイを領域として組み込んだ合衆国による欺瞞に満ちた描写によってしか説明されえない。〔当該事実は〕国際違法行為として、国家は「重大な違反によって創設された状況を維持するために援助または支援せず、当該状況を合法と承認」しない義務を負う¹⁴⁴。また国家は、「〔一般国際法の強行規範から生じる義務の国家による〕いかなる重大な違反を終わらせるために、合法的な手段を用いて協力しなければならない」¹⁴⁵。

ハワイの状況の重大性は、「すべての戦術的ロケットおよび長距離砲弾が、合衆国本土およびハワイに駐在する合衆国の帝国主義的な侵略軍の基地を襲撃するために配備されている」という実存する脅威となっている北朝鮮の声明によって増大している¹⁴⁶。1893年以来の合衆国の侵略犯罪は、アプリアリに事実であり、「国々は平和状態または戦争状態のどちらかにあったのであり、その中間の状態はなかった」というグリーンウッド判事の言明を如実に示している¹⁴⁷。ハワイ王国は、中立かつ独立の国家として、124年間にわたって和平合意なしに合衆国と違法な戦争状態にあったのであり、*jus in bello* 規則の遵守を開始しなければならないのである。

¹⁴⁴ Responsibility of States for International Wrongful Acts (2001), Article 41(2).

¹⁴⁵ *Id.*, Article 41(1).

¹⁴⁶ Choe Sang-Hun, North Korea Calls Hawaii and U.S. Mainland Targets, New York Times (26 March 2013), available at <http://www.nytimes.com/2013/03/27/world/asia/north-korea-calls-hawaii-and-us-mainland-targets.html> (last visited 16 October 2017). 法的に述べれば、和平条約がいまだ保留となっていることから、1953年7月27日の休戦条約は、北朝鮮と韓国との戦争状態を終了させるものではなかった。しかしながら、2013年3月30日の北朝鮮による宣戦布告の重大性は、とくにハワイ諸島を戦争地域へと引きずり込んだ。なぜなら、ハワイは合衆国による長期にわたる占領の結果として狙われたからである。

¹⁴⁷ Greenwood, *supra* note 25.